

県南広域振興局長告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和4年1月11日

県南広域振興局長 佐々木 隆

- 1（1） 路線名 盛岡大迫東和線
 - （2） 供用開始の区間 花巻市大迫町大迫第13地割11番2地先内
 - （3） 供用開始の期日 令和4年1月11日
 - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部花巻土木センター
 - イ 期間 令和4年1月11日から同年2月11日まで
-
- 2（1） 路線名 山の神西宮野目線
 - （2） 供用開始の区間 花巻市山の神448番2地先から446番8地先まで
 - （3） 供用開始の期日 令和4年1月11日
 - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部花巻土木センター
 - イ 期間 令和4年1月11日から同年2月11日まで